

第七五回

参第十五号

社会保障基本法（案）

目次

第一章 総則（第一条 - 第十三条）

第二章 社会保険（第十四条 - 第十七条）

第三章 国家扶助（第十八条・第十九条）

第四章 社会福祉（第二十条 - 第二十四条）

第五章 医療及び公衆衛生（第二十五条 - 第二十七条）

第六章 補則（第二十八条 - 第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、社会保障に関する施策の原則、国及び地方公共団体の責務、施策の基本となる事項等を定めることにより、社会保障制度を総合的に整備充実し、もつて国民の健康で文化的な生活の維持向上を図ることを目的とする。

（社会保障に関する施策）

第二条 この法律の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、必要な施策が総合的に講ぜられなければならない。

- 一 国民の疾病、負傷、出産、老齢、廃疾、死亡、失業等の事故に対し、社会保険により充実した経済的保障の途を講ずること。
- 二 生活困窮者に対して国家扶助により健康で文化的な最低限度の生活を確保すること。
- 三 児童、老人、心身障害者等援護育成を要する国民の福祉の増進を図ること。
- 四 国民の健康を保持するため、医療機関の整備拡充等並びに公衆衛生の向上及び増進を図ること。

（施策の原則）

第三条 社会保障に関する施策は、公平かつ機会均等を旨として策定され、すべての国民を対象とするものでなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、国民の健康で文化的な生活の維持向上を図る使命を有することにかんがみ、社会保障制度を整備充実し、及びこれを適正に運営する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、住民の健康で文化的な生活の維持向上を図るため、当該地域に係る適切な社会保障に関する施策を策定し、及びこれを円滑に実施する責務を有する。

(国民の努力)

第六条 社会保障制度の整備充実は、経済の発展と密接な関連を有することにかんがみ、国民は常に勤労に励み、経済の発展に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な法令の制定又は改正を行うものとする。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

第八条 国は、国税の収入額に別に法律で定める割合を乗じて得た額に相当する額を社会保障に関する費用の一部に充てるものとする。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、政府が社会保障に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(社会保障整備五箇年計画の作成及び公表等)

第十条 政府は、五年ごとに、社会保障整備五箇年計画を作成し、これを公表しなければならない。

2 社会保障整備五箇年計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 五箇年間にを行うべき社会保障制度の整備充実の目標
- 二 前号に掲げるもののほか、社会保障に関する施策を計画的に推進するために必要な事項

3 第一項の規定は、社会保障整備五箇年計画の変更について準用する。

(指導啓発)

第十一条 国及び地方公共団体は、社会保障に関する国民の理解を深めるため、必要な指導啓発を行うものとする。

(社会保障手帳)

第十二条 政府は、すべての国民について社会保障に関する記録を統一かつ正確に行うため、別に法律で定めるところにより、社会保障手帳を交付するものとする。

(社会保障制度審議会の勧告等)

第十三条 政府は、別に法律で定めるところにより設置される社会保障制度審議会の勧告、助言又は意見の申出があつたときは、これを尊重しなければならない。

第二章 社会保険

(政府管掌)

第十四条 国は、すべての国民を被保険者とし、政府が管掌する社会保険制度を確立するものとする。

(保険給付)

第十五条 前条の社会保険制度における保険給付は、次の各号に掲げるものを含むものと

し、被保険者が公平に受けられるものでなければならない。

一 疾病給付（疾病、負傷又は出産について行う保険給付をいう。）

二 老齢給付（老齢について行う保険給付をいう。）

三 廃疾給付（廃疾について行う保険給付をいう。）

四 遺族給付（死亡について行う保険給付をいう。）

五 失業給付（失業について行う保険給付をいう。）

2 前条の社会保険制度における保険給付は、国民生活の安定がそこなわれることを防止し、健康で文化的な生活を保障するものでなければならない。

3 前項の保険給付は、国民の生活水準の向上、物価その他の諸事情の変動に即応して拡充されなければならない。

（保険料）

第十六条 第十四条の社会保険制度における保険料は、公平を旨として定められなければならない。

2 前項の保険料は、被保険者に過度の負担を与えないように配慮されなければならない。

（特別会計の設置）

第十七条 国は、第十四条の規定により政府が管掌する社会保険に関する収入及び支出について特別会計を設置するものとする。

2 前項の規定により設置された特別会計の積立金は、被保険者の福祉に寄与するように運用されなければならない。

第三章 国家扶助

（国家扶助の原則）

第十八条 国は、生活に困窮する国民に対し、最低限度の生活を保障し、かつ、自立を助長するため、その困窮の程度に応じて必要な国家扶助を行うものとする。

2 国家扶助により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を十分に維持することができるものでなければならない。

（国家扶助の充実）

第十九条 国家扶助は、国民の生活水準の向上、物価その他の諸事情の変動に即応して充実されなければならない。

第四章 社会福祉

（児童の福祉の増進）

第二十条 国及び地方公共団体は、児童の心身の健全な育成を図るため、児童手当制度の充実、児童福祉施設の整備拡充等必要な施策を講ずるものとする。

（老人の福祉の増進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、老人の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため、在宅の老人に対する保護及び指導体制の確立、老人福祉施設の整備拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(心身障害者の福祉の増進)

第二十二條 国及び地方公共団体は、心身障害者の更生及びその生活の安定を図るため、医療の給付、年金の支給、心身障害者更生援護施設の整備拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(援護育成を必要とする者の福祉の増進)

第二十三條 国及び地方公共団体は、児童、老人及び心身障害者以外の援護育成を必要とする者に対し、その者が自立してその能力を發揮できるようにするため、生活指導、更生補導その他適切な援護育成を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(専門職員の養成確保等)

第二十四條 国及び地方公共団体は、社会福祉に関する専門の知識及び技能を有する職員の養成確保及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第五章 医療及び公衆衛生

(医療機関の整備拡充等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての国民が医学及び薬学の進歩に伴う適切な医療を受けられるようにするため、医療機関の整備拡充及び配置の適正化等必要な施策を講ずるものとする。

(保健所の整備充実等)

第二十六條 国及び地方公共団体は、すべての国民の公衆衛生の向上及び増進を図るため、保健所の整備充実、疾病の予防措置の強化等必要な施策を講ずるものとする。

(専門職員の養成確保等)

第二十七條 国及び地方公共団体は、医療及び公衆衛生に関する専門の知識及び技能を有する職員の養成確保及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第六章 補則

(関連施策)

第二十八條 社会保障に関する施策は、最低賃金制の確立、雇用の安定、住宅の建設、税制の改善等国民生活の安定に関する諸施策と密接な関連を有することにかんがみ、国及び地方公共団体は、これらの諸施策の推進に努めるものとする。

第二十九條 国及び地方公共団体は、水震火災その他の災害、公害、交通事故等により不慮の被害を受けた国民に対して適切な援護措置が行われるように配慮するものとする。

(社会保障省の設置)

第三十條 国は、別に法律で定めるところにより、社会保障に関する施策を総合的かつ計画的に遂行するための行政機関として、社会保障省を設置するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

社会保障制度を総合的に整備充実し、国民の健康で文化的な生活の維持向上を図るため、社会保障に関する施策の原則、国及び地方公共団体の責務、施策の基本となる事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。